

# 産業建設常任委員会審査日程

日 時 令和8年6月12日（金）

午前9時から

場 所 第1委員会室

## ～審査内容～

- 1 議案第41号 山陽小野田市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（商工）

- 2 その他

山陽小野田市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の改正について

## 1. 概要

産業の振興と雇用の拡大を目的として、「地域再生法」及び「山陽小野田市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例」（平成28年10月制定）に基づき、新・増設した資産について、固定資産税の課税免除及び不均一課税を行うことができるよう定めたもの。

## 2. 条例制定の経緯

東京一極集中を緩和し、人口減が進む地方の雇用確保を図るため、地方への本社機能の移転や拡充を行う事業者を税制面で優遇するよう平成27年度に地域再生法が改正された。

この改正を踏まえ、山口県では、内閣府から地域再生法に基づく地域再生計画の認定を受け、本市においてもこの計画に基づき条例を制定することとし、平成28年10月から固定資産税の不均一課税、平成30年9月改正からは課税免除及び不均一課税を実施している。

## 3. 地域再生法に基づく特例措置

### (1) 種類

- ①移転型（東京23区からの移転）
  - ②拡充型（地方にある企業の本社機能の強化）
- ※移転型の方が拡充型よりも優遇措置が手厚い。

### (2) 内容

- ・対象施設の新設・増設、従業員の新雇用に関する課税の特例【国】
  - ・地方税（不動産取得税・固定資産税）の課税免除及び不均一課税（3年間）【県・市】
- ※申請については、事業者が「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を作成し、山口県の認定を受ける必要がある。

## 4. 条例改正の内容

- (1) 特例措置の適用期間が現行の「令和8年3月31日まで」から「令和10年3月31日まで」と2年間延長されたことに伴い、条文の期間もあわせて変更する。
- (2) 課税特例の対象となる償却資産の範囲が、所得税法施行令等に規定される「機械及び装置」に限定されることに伴い、条文の範囲も合わせて変更する。

(3) 改正後の第3条の規定の適用について、令和8年4月1日以降に認定を受けた認定事業者が新設・増設する特定業務施設に適用することとし、同日前に認定を受けた認定事業者については、なお従前の例によることとする経過措置を設ける。

**【参 考】不均一課税の税率**

(移転型)

年度	税率
1年目	課税免除
2年目	0.35%
3年目	0.7%

(拡充型)

年度	税率
1年目	0.01%
2年目	0.35%
3年目	0.7%

※固定資産税の標準税率は1.4%